

40 6次産業化の推進

【2, 554 (2, 402) 百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業成長産業化ファンドを積極的に活用するとともに、外食・中食事業者による国産食材の活用促進など多様な異業種との連携強化による6次産業化の取組等を支援します。

<背景/課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化、農工商連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドによる出資や、外食・中食事業者による国産食材の活用促進など農林漁業者等と異業種の事業者とのネットワーク形成等の取組を支援する必要があります。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.1兆円(平成26年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(2.0兆円(平成26年度)→3.2兆円(平成32年度))

<主な内容>

1. 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用(財投資金) 出資枠 150億円
貸付枠 50億円

(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じ、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携する取組等に対して、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者(支援事業者)への出資など、A-FIVEの直接出資も積極的に活用します。

(事業実施主体:(株)農林漁業成長産業化支援機構)

2. 6次産業化支援対策 2, 554 (2, 402) 百万円

(1) 6次産業化ネットワーク活動交付金

地域の創意工夫により、農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を推進するため、以下の取組を実施します。

① 6次産業化等に関する戦略の策定

都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融機関等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定・更新する取組を支援します。

② 6次産業化プランナーの配置

都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、農林漁業者等による6次産業化の事業計画の作成等を支援する体制を整備します。

③ 6次産業化に取り組む人材育成研修の支援

都道府県又は市町村段階で、6次産業化に取り組む人材を育成するために行う、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための研修や6

[平成29年度予算概算要求の概要]

- 次産業化事業者等へのインターンシップ研修の取組を支援します。
- ④ 加工適性のある作物の導入支援
農林漁業者等が新商品開発に向けて行う、加工適性のある作物を導入する際の技術習得、試験栽培等の取組を支援します。
 - ⑤ 新商品開発・販路開拓、加工・販売施設整備等の支援
農林漁業者等による新商品の開発・販路開拓、六次産業化・地産地消法等の認定者による融資を活用した加工・販売施設整備等を支援します。
 - ⑥ 地域ぐるみの6次産業化の支援
市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って地域ぐるみで行う、新商品の開発（学校給食のメニュー開発、インバウンド等需要向けの新商品の開発、新しい介護食品の開発等）、販路開拓（学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等）等の取組、加工機械等の整備を支援します。

（ 交付率：都道府県及び市町村へは定額
（事業実施主体へは定額、1/2以内、1/3以内、3/10以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等 ）

(2) 6次産業化サポート事業

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、主に以下の取組を実施します。

- ① 広域で6次産業化に取り組む事業者向けの支援
広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣について支援します。
- ② 商談会等開催支援
6次産業化事業者の販路拡大のための商談会等の開催を支援します。
- ③ 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進・情報提供支援
地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動を全国的に展開していくため、情報交換会の開催や優良事例の収集・分析、実践モデルの作成、情報誌の発行等を支援します。
- ④ 6次産業化・新産業の創出促進
農林漁業者等と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施について支援します。
- ⑤ スマイルケア食の普及推進
スマイルケア食（新しい介護食品）の商品開発・普及をより一層推進するため、スマイルケア食の利用に向けた研修会の開催等を支援します。
- ⑥ 外食・中食等における国産食材の活用促進
外食・中食事業者と農林漁業者等とのマッチングや地場産食材に関する情報共有体制の整備等により、外食・中食産業における地場産食材の活用促進、外食・中食産業の活性化等に資する取組を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

[平成29年度予算概算要求の概要]

お問い合わせ先：

1、2（1）、（2）①～③の事業

食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)

2（2）④の事業

食料産業局知的財産課 (03-6738-6442)

2（2）⑤の事業

食料産業局食品製造課 (03-6744-2249)

2（2）⑥の事業

食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-7177)

